

随意契約の公表基準

契約事務取扱要領

第6章 契約情報の公表

(公表の対象とする契約)

第35条 (略)

2 契約担当職は、会計規程第30条第3項及び第4項の規定により締結した随意契約のうち、予定価格が第26条第1項第2号から第4号及び第7号のそれぞれの金額を超えるもの(研究所の行為を秘密にする必要があるものを除く。)について、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 工事(工事に係る調査及び設計業務等含む。)の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- 二 契約担当職等の氏名並びに所属する部署の名称及び所在地
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 五 随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由
- 六 契約金額
- 七 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は研究所の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- 八 落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)
- 九 契約の相手方に研究所の役員又は職員であった者が役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- 十 その他必要と認められる事項

(公表の時期及び方法)

第36条 契約担当職は、前条第1項及び第2項の各号に掲げる事項を公表する場合は、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に研究所のホームページに掲載する方法により公表するものとする。ただし、各事業年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

2 前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで研究所のホームページに掲載するものとする。

(平成20年4月1日施行)

独立行政法人産業技術総合研究所委託研究規程

(契約の締結)

第 5 条 研究所と受託者は、別に定める委託研究契約書を標準として、契約を締結する。

(契約の公表)

第 5 条の 2 研究所は、前条の規定により締結した契約のうち、契約金額が100万円を超える随意契約（研究所の行為を秘密にする必要があるものを除く。）について、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 契約の名称
- 二 契約者の氏名並びに所属する部署の名称及び所在地
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の商号又は名称及び所在地
- 五 随意契約によることとした理由
- 六 契約金額
- 七 契約の相手方に研究所の役職員であった者が役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- 八 その他必要と認められる事項

2 研究所は、前項に掲げる事項を公表する場合は、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に研究所のホームページに掲載する方法により公表する。ただし、各事業年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

3 前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までの研究所のホームページに掲載するものとする。

(平成 2 0 年 4 月 1 日 施行)